

山陽小野田市LABVプロジェクト 事業パートナー募集要項

令和3年6月
山陽小野田市

目次

第1章 総則	1
第2章 事業の目的及び内容	2
1. 事業の名称	2
2. 事業の目的	2
3. 事業実施場所	2
4. 整備する施設の種類	2
5. 業務範囲	3
6. 入居予定団体の家賃平均坪単価	4
7. 事業方式	4
8. 事業期間	4
9. 事業期間終了時の措置	4
10. モニタリングの実施及び結果	4
11. 事業スケジュール（予定）	5
第3章 事業パートナーの募集に関する事項	6
1. 応募者の構成等	6
2. 応募者の制限	6
3. 業務実施企業の参加資格要件	7
4. LABV共同事業体の設立等	8
5. 参加資格要件の確認基準日	8
6. 参加資格要件の喪失	8
7. 応募者及び協力企業の変更	8
8. 要件に関する留意事項	8
第4章 事業パートナーの募集及び選定に係るスケジュール	9
第5章 応募に関する手続き	10
1. 募集要項等に関する質問受付	10
2. 募集要項等の説明会及び現地見学会の開催	10
3. 参加表明書等の提出	10
4. 参加資格決定通知書の発送	10
5. 応募者の辞退	10
6. 企画提案書等の提出	11
7. 応募に関する留意事項	11
第6章 提出書類	13
1. 応募時の提出書類	13
2. 参加資格審査書類	13
第7章 ヒアリング実施要領	15
1. ヒアリングの概要	15
2. 開催要領	15
3. プレゼンテーションの使用機器等	15
4. プレゼンテーションに当たっての留意事項	16
5. 質疑応答の留意事項	16
6. その他の留意事項	16
7. 審査結果理由の説明請求	16
第8章 募集要項等に関する問合せ先及び書類提出先	17

第1章 総則

山陽小野田市（以下「市」という。）は、山陽小野田市商工センター再整備事業及びエリアの複数事業候補地での連鎖的事業の実施に当たって、令和3年6月に山陽小野田市LABVプロジェクト（以下「LABVプロジェクト」という。）に係る実施方針を公表した。

市は、LABVプロジェクトについてPPP手法の一つであるLABV方式を採用して実施することが適当であると判断したため、山陽小野田市LABVプロジェクト事業パートナー募集要項（以下「募集要項」という。）を公表するものである。

本募集要項は、市がLABVプロジェクトを実施する際に、LABV方式によって組成されるLABV共同事業体を設立するために、事業パートナーの募集及び選定基準について、LABVプロジェクトに応募しようとする者（以下「応募者」という。）に対して示すものである。本募集要項に合わせて配付する下記の資料を含め、「募集要項等」と定義し、応募者は募集要項等の内容を踏まえ、応募するものとする。

なお、募集要項等と公表済みの実施方針（令和3年6月8日公表）に関する質問等に対する回答（令和3年6月25日公表）と募集要項等に相違のある場合は、募集要項等の内容を優先する。ただし、募集要項等に記載がない事項については、実施方針等に関する質問等に対する回答及び募集要項等に関する質問回答によることとする。

(1) 要求水準書（付属資料を含む。）

市、小野田商工会議所、山口銀行、山口東京理科大学が事業パートナーに要求する具体的な設計、建設、維持管理・運営、付加価値のある取組事業等の要求水準を示すもの。

(2) 優先交渉権者決定基準

応募者から提出された企画提案書を評価する基準を示すもの。

(3) 様式集

企画提案書等の作成に使用する様式を示すもの。

第2章 事業の目的及び内容

1. 事業の名称

山陽小野田市LABVプロジェクト

2. 事業の目的

LABVプロジェクトは、商工センター再整備事業と山口銀行小野田支店跡地利活用（以下「リーディングプロジェクト」という。）により新たに商工センター敷地内に整備される新施設（以下「リーディング施設①」という。）へ移転後の山口銀行小野田支店跡地の利活用（以下「リーディング施設②」という。）を優先的に実施し、さらに複数の事業地において施設整備や利活用を連鎖的に進め、居住・交流人口の増加やまちに活気を生み出すための官民連携によるまちづくりを目指していく。

なお、LABVプロジェクトは、地元の産官学金及び公募・選定する事業パートナーによる全国でも事例のない新たな官民連携事業の構築を目指している。今回の取組は人口減少下における地域連携による新たなまちづくりのモデルケースとなることも期待されており、単なる施設の整備や運営に留まらず、地域のニーズを踏まえ民間の技術やノウハウを活かしたソフト事業なども組み合わせてエリアの価値向上を目指す取組を行うものである。

3. 事業実施場所

(1) リーディングプロジェクト

事業用地	所在地	敷地面積
リーディング施設①	山陽小野田市中心二丁目3番1号	5,484.62 m ²
リーディング施設②	山陽小野田市中心二丁目4番5号	1,384.77 m ²

(2) 連鎖的事業

事業用地	所在地	敷地面積
高砂用地	山陽小野田市高栄三丁目	4,757 m ²
中央福祉センター	山陽小野田市千代町一丁目2番28号	2,869.79 m ² (駐車場含む)

4. 整備する施設の種類

LABVプロジェクトで新たに設立するLABV共同事業体がリーディングプロジェクト①で整備する施設は、以下の「公共施設」、「民間施設」及び「その他共用施設」とする。

公共施設、民間施設で示す施設については、LABV共同事業体が市、小野田商工会議所、山口銀行、学生等とそれぞれ賃貸借することとする。

公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・出張所及び市民活動センター（会議室を含む） ・中央福祉センター ・地域職業相談室
民間施設	<ul style="list-style-type: none"> ・小野田商工会議所 ・山口銀行小野田支店 ・山口東京理科大学学生寮 ・民間テナント 【市の期待する民間テナント機能】 ・学生寮の入居者が健康的な食生活を送れるような飲食店舗 ・子育て支援に資する事業 ・高齢者のニーズに幅広く対応する機能

その他共用施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・交流広場 【市の期待するその他機能】 ・様々な人が行き交う交流拠点として訪れる人にまた来たいと思わせる気持ちいい空間を提供、空間づくりとその日常的な活用（イベント等）を行っていくスペースとしての芝生広場などの設置
----------	---

5. 業務範囲

LABVプロジェクトの業務範囲は、以下のとおりである。

(1) リーディング施設の一体整備と運営

- ① リーディング施設の一体的な整備・運営により様々なサービスや空間を提供
- ② 既存施設の解体撤去（解体撤去費用は市が負担する）
- ③ 交流広場の活用、イベント企画・運営
- ④ テナントリーシング 等

(2) エリアマネジメントによるまちづくりの推進

- ① 連鎖的事業候補地（銀行店舗活用、他の市有地活用等）の開発
- ② 連鎖的事業の運営、維持管理 等

(3) まちづくりに資する取組

- ① エリア全体のにぎわい創出の取組
- ② 新たな事業創出（創業等）の取組
- ③ エリアにある空き店舗、空き家の活用 等

(4) LABV共同事業体の設立及び運営に係る業務

- ① 登記手続き
- ② 決算・経理業務 等

(5) 付加価値事業の運営に係る業務

- ① 施設運営
- ② イベント企画・運営
- ③ 広報活動 等

(6) プロジェクトマネジメント業務

- ① 開発プロジェクトの計画
- ② 計画策定・体制構築
- ③ プロジェクト管理
- ④ プロジェクトの評価 等

6. 入居予定団体の家賃平均坪単価

- (1) 山陽小野田市、小野田商工会議所、山口銀行小野田支店の家賃平均坪単価
・9,353円/坪（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）

【参考】入居団体別 家賃支払先・想定施設規模

入居予定団体	支払者	想定施設規模 (㎡)
出張所・市民活動センター (会議室含む)	市	1,130㎡程度
中央福祉センター		
地域職業相談室		
小野田商工会議所	小野田商工会議所	200㎡程度
山口銀行小野田支店	山口銀行小野田支店	360㎡程度

- (2) 山口東京理科大学学生寮の入居条件

- ・月額家賃：40,000円/室（別途、年間管理費40,000円/年）
- ・敷金礼金：なし

尚、山口東京理科大学学生寮の入居率が90%未満となった場合は、90%までの未達部分についての家賃を山口東京理科大学が負担する。

【参考】入居団体別 家賃支払先・想定施設規模

入居予定団体	支払者	想定施設規模 (㎡)
山口東京理科大学	学生	1室18㎡程度×60室程度

7. 事業方式

LABVプロジェクトは、LABV方式により設立するLABV共同事業体を実施するものとする。また、LABV方式に関する具体的な取り決めは、日本における事例がなく、事業パートナーとの協議により推進する。

LABVプロジェクトは、LABV共同事業体が事業実施の意思決定を行うこととし、市は不動産の現物出資を行うのみで、経営（資金支援・人的支援含む）には関与しない。また、市が保有している連鎖的事業の整備予定地は連鎖的事業の実施内容が決定した段階で市が追加で対象地の現物出資を行うこととする。

LABV共同事業体は、市が経営に関与しない方針であること、LABV共同事業体として柔軟な事業実施を可能とすることを踏まえ、組織体制については合同会社とする。

8. 事業期間

事業期間は、維持管理運営開始後30年程度を想定しているが、事業パートナーからの提案を踏まえて調整する。

9. 事業期間終了時の措置

事業終了時の建物については公共機能が存在し、公的サービスが適正かつ継続的に実施される必要があるという観点から、原則継続利用することが望ましい。

LABV共同事業体の事業期間は30年程度と長期に渡ることからLABV共同事業体は市、小野田商工会議所、山口銀行及び事業パートナーに対して15年程度経過した時点で導入効果の中間検証報告、事業期間終了3年前に事業継続に向けた計画を提出することを予定している。

仮にLABV共同事業体が解散する場合、残余財産の額を出資割合に応じて市、小野田商工会議所、山口銀行及び出資をした事業パートナーに分配する。

10. モニタリングの実施及び結果

市は経営に関与しないため、LABV共同事業体事業パートナーの公募から選定、LABV共同事業体設立までの間のみ進捗状況をモニタリングする。

L A B V共同事業体は事業期間中における達成目標とその期限を設定し、業務が確実に遂行され、かつL A B V共同事業体の財務状況等が適切であるかについてセルフモニタリングを実施する。なお、セルフモニタリングに加えて、客観的視点によりL A B V共同事業体が策定する事業計画に対する事業進捗等の確認や評価を行う必要があり、金融機関による財務モニタリングや有識者等による第三者評価機関などの設置や運用を検討する。

なお、L A B V共同事業体は市の出資額が四分の一未満であれば第三セクターに当たらないが、その場合においても事業の透明性確保の観点から、L A B V共同事業体に対し、運営状況の説明や財務状況等の公表を求めることができることとし、必要に応じて議会や住民に対して説明責任を果たしていく。

市は、モニタリングの結果を踏まえて、事業推進上の課題を確認した場合は、L A B V共同事業体に具体的な改善策の実施等について報告を求めることができるものとする。

1 1. 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりとする。

項目	日程
L A B Vに関する（仮称）共同開発協定の締結	令和4年2月
L A B V共同事業体の設立	令和4年4月
L A B V共同事業体の事業計画策定～ リーディングプロジェクト整備（第1期）	令和4年4月～ 令和6年3月
第1期施設の供用開始	令和6年4月
リーディングプロジェクト整備（第2期）	令和6年4月～ 令和7年3月
第2期施設の供用開始	令和7年4月
運営・維持管理期間（30年間の場合）	令和6年4月～ 令和36年3月31日
事業終了（30年間の場合）	令和36年3月31日

※ 第1期施設の学生寮は令和6年4月からの供用開始（学生の入居）を想定したスケジュールとする。その他第1期施設（複合施設）については、遅くとも令和6年4月からの供用開始を想定しているが、事業パートナーからの提案により供用開始時期を早めることも可能とする。

第3章 事業パートナーの募集に関する事項

1. 応募者の構成等

応募者は、企画マネジメント、設計、工事監理、建設、維持管理及び運營業務、さらには、エリアの価値向上を目指していることから、付加価値運營業務を担えるものが含まれていること。

また、LABVプロジェクトは、市の地域特性を踏まえ、商工センター単体で整備を検討するだけでなく、エリアのポテンシャルを引き出す面的な活性化に資する取組であり、地域の企業の一層積極的な参画を促進し、地域の特性やニーズを踏まえた良質なサービスの提供、更には雇用の拡大等を図ることが重要となる。事業パートナーの構成に地元事業者が主体的に参画することを期待するとともに、地元事業者の成長機会の創出による地域経済の活性化を目指す。

なお、応募コンソーシアムには、可能な限りDXやICTの活用、最先端技術を活用した実証実験等のノウハウ等を有した事業者が参画することを期待する。

(1) 構成企業としての参加

LABV共同事業体へ出資を行い、経営面に責任を持ち、LABVプロジェクトの運営に対して自らLABV共同事業体から直接受託又は請負により業務を遂行するなど主体的に取り組む企業であり、LABV共同事業体の意思決定権を有する企業。

(2) 協力企業としての参加

LABV共同事業体へ出資は行わず、LABVプロジェクトの業務をLABV共同事業体又は構成企業からの直接受託又は請け負う企業。LABVプロジェクトの施設整備や維持管理、運営等を含む個別の業務を遂行する企業。

2. 応募者の制限

応募者の構成企業及び協力企業は、次のいずれにも該当しない者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 国又は山口県、山陽小野田市による指名停止措置を受けている者
- (3) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当する者が所属している者
- (4) 参加表明書を提出する時点において、直近事業年度の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- (10) 応募コンソーシアムとは別の応募コンソーシアムの構成員と資本関係又は人的関係にある者。資本関係又は人的関係の定義は次のとおりである。（本章について以下同じ。）

① 資本関係

- (ア)親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
 - (ア)一方の会社の代表者が、他方の会社の代表者を現に兼ねている場合
 - (イ)一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他受託者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (11) L A B Vプロジェクトに係る市が発注したアドバイザー業務に関与した者及びこれらの物と資本関係又は人的関係にある者
なお、L A B Vプロジェクトに係る市が発注したアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。
- ・株式会社Y M F G Z O N E プラニング
 - ・株式会社巽設計コンサルタント
 - ・明倫国際法律事務所
- (12) L A B Vプロジェクトに関するプロポーザル選定委員会の委員が所属する企業
- (13) L A B Vプロジェクトに関するプロポーザル選定委員会発足から受託者の決定に関する公表までの期間に、当該委員会の委員に対し、選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った者

3. 業務実施企業の参加資格要件

構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理・運営の各業務を行う者（L A B V共同事業体からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ下記の(1)、(2)及び(3)の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

(1) 設計に当たる企業

- ① 設計業務を担う者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 過去5年以内に類似施設の基本設計・実施設計の元請実績（新築又は改築に限る。）を有する者であること。なお、本実績は、設計に当たる者が複数の場合、そのうち1者が有すればよいものとする。

(2) 建設に当たる企業

- ① 建設業務を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- ② 過去5年以内に類似施設の建築工事の施工実績（新築又は改築に限る。）を有する者であること。なお、本実績は、施工に当たる者が複数の場合、そのうちの1者が有すればよいものとする。

(3) 工事監理に当たる企業

- ① 設計業務を担う者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(4) 維持管理・運営に当たる企業

- ① 維持管理・運營業務を担う者は、過去5年以内に商業テナントビルや学生寮及び類似の施設や複合施設における2年以上の建物の維持管理及び運営実績を有していること。

4. LABV共同事業体の設立等

応募者は、LABVプロジェクトの事業パートナーに選定された場合、会社法に定める合同会社として事業を実施するLABV共同事業体を山陽小野田市内に設立することとする。

5. 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加資格審査書類提出日とする。

6. 参加資格要件の喪失

参加資格を確認後、優先交渉権者決定の日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として応募者の参加資格を取り消すものとする。ただし、以下の場合において、記載の要件を満たした場合は、引き続き有効とする。

(1) 参加資格要件の確認基準日から企画提案書類の提出の前日までに参加資格を喪失した場合

応募者のうち、1ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、応募コンソーシアムの再編成及び参加表明書類を市に再提出し、市が認めた場合。ただし、参加資格を喪失しなかった残存法人のみで応募コンソーシアムの再編成を市に申請する場合は、当該残存法人のみで実施方針に定める応募者の参加資格要件を満たしていることが必要である。

(2) 企画提案書類の提出日から優先交渉権者決定日までに参加資格要件を喪失した場合

上記参加資格要件を喪失した場合と同様とする。ただし、応募コンソーシアムのうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

7. 応募者及び協力企業の変更

優先交渉権者決定日以降は、代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

8. 要件に関する留意事項

(1) 応募コンソーシアムは、参加表明書提出時に構成企業又は協力企業のいずれかの立場であることを明らかにするとともに、これらの者の担当業務も明らかにすること。

(2) 応募コンソーシアムは、代表企業を定め、代表企業が応募手続を行うものとする。

(3) 応募コンソーシアムは、本プロジェクトの特性や事業内容を勘案し、プロジェクトマネージャーを選任しなければならない。

(4) 応募コンソーシアムには、地元事業者の成長を促す機会の創出を求めるものとする。

(5) 参加資格要件を満たす期間は、LABV共同事業体の設立までの期間とする。

第4章 事業パートナーの募集及び選定に係るスケジュール

事業パートナーの募集及び選定に当たってのスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

項目	日程
募集要項等の公表	令和3年6月30日(水)
募集要項等に関する説明会・現地見学会の申込締切	令和3年7月9日(金)
募集要項等に関する説明会・現地見学会	令和3年7月12日(月)
募集要項等に関する質問の受付締切	令和3年7月21日(水)
募集要項等に関する質問の回答公表	令和3年7月30日(金)
応募者の参加表明書の提出期限	令和3年9月15日(水)
応募者の参加資格決定通知	令和3年9月30日(木)
応募者の企画提案書の提出期限	令和3年11月30日(火)
ヒアリング（プレゼンテーション）	令和4年1月中旬
優先交渉権者の決定・公表	令和4年1月下旬

第5章 応募に関する手続き

1. 募集要項等に関する質問受付

受付期間	令和3年6月30日(水)～令和3年7月21日(水)の午後5時まで
受付方法	「様式1-1 募集要項等に関する質問書」に記入の上、電子メールで山陽小野田市担当窓口へ申し込むものとする。 電子メール:kikaku@city.sanyo-onoda.lg.jp
回答方法	質問に対する回答は、令和3年7月30日(金)に市公式ホームページにおいて公表する予定である。(応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除く。)また、市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。
その他	質問書を提出した者に対し、市が到達確認の電子メールを返信する。質問の受付は電子メールのみとし、電話等による質問には一切応じないものとする。

2. 募集要項等の説明会及び現地見学会の開催

日時	令和3年7月12日(月)午後1時30分から(受付開始:午後1時)
場所	山陽小野田商工センター3階 講堂 (現地見学会においては事業候補地4か所を案内)
対象者	山陽小野田市L A B Vプロジェクトに関心がある事業者
申込方法	電子メールで山陽小野田市担当窓口へ申し込むものとする。 電子メール:kikaku@city.sanyo-onoda.lg.jp
申込期間	令和3年6月30日(水)～令和3年7月9日(金)の午後3時まで
その他	説明会当日は募集要項等の資料は配布しないため、事前準備の上、参加すること。現地見学会は、募集要項等に関する説明会終了後に実施する。参加に当たっては、参加者の所属企業が確認できる社員証等を、参加者各自が持参すること。

3. 参加表明書等の提出

提出期間	令和3年6月30日(水)～令和3年9月15日(水)の午後5時まで
提出場所	山陽小野田市担当窓口
提出方法	山陽小野田市担当窓口へ郵送又は持参により提出する。なお、郵送の場合は午後5時までの必着とし、電子メール、FAXによる提出は認めない。
提出書類	参加表明に係る書類(「第6章 提出書類」を参照)

4. 参加資格決定通知書の発送

参加資格審査(第一次審査)の結果については、令和3年9月30日(木)までに応募者に書面にて発送するものとする。なお、参加資格審査において、参加資格が認められないと判断した場合は、その理由を明記の上、通知する。

5. 応募者の辞退

参加資格審査申請書を提出した者は、企画提案書の提出期限までは、随時、応募を辞退することができる。この場合は、辞退届(様式2-1)を持参により山陽小野田市担当窓口へ提出すること。なお、辞退の撤回はできないものとする。

6. 企画提案書等の提出

提出期間	令和3年10月1日（金）～令和3年11月30日（火）の午後5時まで
提出場所	山陽小野田市担当窓口
対象者	参加資格審査（第一次審査）通過者
提出方法	山陽小野田市担当窓口へ郵送又は持参により提出する。なお、郵送の場合は午後5時までの必着とし、電子メール、FAXによる提出は認めない。
提出書類	企画提案に係る書類（「第6章 提出書類」を参照）
提出部数	企画提案に係る書類は正本1部、副本15部、電子データ（DVD-R又はCD-R）で1部を提出する。
その他	提出期限に遅れた企画提案書は受け付けない。

7. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、事業提案に係る書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、LABVプロジェクトにおいて公表等が必要と認めるときは、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(5) 特許権等

提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類の変更、差替え及び再提出は認めない。また、理由の如何に関わらず返却しない。ただし、市が必要と認めた場合はこの限りではない。

(7) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、参加表明書、参加資格審査書類及び企画提案に係る書類は、無効とする。

- ・参加表明書、参加資格審査書類等及び企画提案に係る書類が全て揃っていないとき
- ・応募者の備えるべき参加資格のない者が提出したとき
- ・事業名の記載がない又は記載が不明確なとき

- ・応募者の氏名及び押印のない又は判然としないとき
- ・事業名に誤りがあるとき
- ・提案価格を訂正したとき
- ・1つの応募について同一の者が2つ以上の提案をしたとき
- ・提出書類が受付期間締切までに到達しなかったとき
- ・公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出したとき
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出したとき
- ・上限価格を上回る価格を提示したとき
- ・その他応募に関する条件に違反したとき

第6章 提出書類

1. 応募時の提出書類

応募時に提出する書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集（参加資格審査）及び様式集（企画提案審査）を参照のこと。

2. 参加資格審査書類

(1) 参加資格審査に関する提出書類

書類名	番号
・募集要項等に関する質問書	(様式 1-1)
・参加表明書	(様式 1-2)
・資格審査申請書	(様式 1-3)
・設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-4)
・建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-5)
・工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-6)
・維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-7)
・運營業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-8)
・応募者構成表及び役割分担表	(様式 1-9)
・委任状（構成企業、協力企業→代表企業）	(様式 1-10)
・委任状（代表企業用）	(様式 1-11)
・事業実施体制	(様式 1-12)
・会社概要書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・定款（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・決算報告書 （代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年）	(書式自由)
・登記簿謄本 ※提出日前3か月以内に発行されたもの （代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本）	(書式自由)
・納税証明書 ※提出日前3か月以内に発行されたもの （代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近1箇年）	(書式自由)
・辞退届	(様式 2-1)

(2) 企画提案に係る書類

書類名	番号
① 企画提案審査に関する提出書類	
・企画提案審査書類提出書	(様式 A-1)
・応募者構成表	(様式 A-2)
・提案価格	(様式 A-3)
・提案価格計算書	(様式 A-4)
・要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A-5)
② 企画提案書類	
・事業計画全般に関する事項	(様式 B-1)
・施設の整備業務に関する事項	(様式 C-1)

・施設の維持管理業務に関する事項	(様式 D-1)
・施設の運営及びL A B Vによる付加価値のある事業、連鎖的事業に関する事項	(様式 E-1)
・計画図面等提案書類	(様式 F-1)
・事業全体スケジュール	(様式 G-1)
・資金調達計画表	(様式 H-1)
・長期収支計画表	(様式 I-1)

第7章 ヒアリング実施要領

1. ヒアリングの概要

- (1) 応募者から提出された企画提案書に基づく提案説明
- (2) 山陽小野田市L A B Vプロジェクト事業パートナー選定委員会から提案に関する質疑及び各グループから同委員会への回答

2. 開催要領

(1) 開催日時

令和4年1月17日（月）

※時間等の詳細は別途、応募者に通知予定。

(2) 開催場所

山陽小野田市役所3階 大会議室

(3) ヒアリングの受付等

ヒアリングの受付時間及び集合場所は別途、応募者に通知する。
受付終了後は事務局の誘導に従うものとする。

(4) ヒアリングの内容

ヒアリングの内容は、次のとおりとする。

プレゼンテーション	30分
質疑応答	30分
合計	60分

※前後5分で移動・準備と片付けを実施。

(5) ヒアリングの時間に係る留意事項

プレゼンテーションの時間について、延長は行わない。
説明等の途中であっても、原則、所定時間が経過した時点で終了とする。

(6) ヒアリングの出席者等の制限

ヒアリングの出席者は、応募者（構成企業及び協力企業）の責任者及び担当者とする。
1応募者の出席者数は、10名以内とする。

3. プレゼンテーションの使用機器等

(1) プレゼンテーションの資料等

- ・各グループが提示できる資料等は提案書に基づくもののみとする。
- ・Microsoft PowerPoint形式で、提案書の一部又は要点を示すことは認める。
- ・パネルや模型等の提示・配付は認めない。

(2) 選定委員会事務局が会場に準備可能な機器等

- ・スクリーン
- ・プロジェクター（事業者による持ち込み可）
- ・ホワイトボード

※上記以外のプレゼンテーションに必要な機器（パソコン、電源コード、接続ケーブル等）は、各グループで持参すること。

4. プレゼンテーションに当たっての留意事項

- (1) プレゼンテーションは、提案書の内容に基づき、各グループが特にアピールしたい点等について説明を行うこと。
- (2) プレゼンテーションは、提案書の内容に基づき行うものとし、新たな提案等は認めない。
- (3) 提案書の内容に基づき、要領よく分かりやすく、時間内に説明を行うこと。
- (4) プレゼンテーションの説明スライドについては、静止画のみとし、動画を用いての説明は行わないこと。
- (5) ヒアリングに当たって、Microsoft PowerPoint を使い、プレゼンテーションを行う場合は、スライド画面を印刷した配付資料を 15 部プリントアウトのうえ持参すること。

5. 質疑応答の留意事項

- (1) 選定委員会からの質疑に対する応答は、ヒアリング時間内に口頭で行うこと。委員からの要求があった場合を除き、当日、後日を問わず、追加回答や資料の追加提出等は認めない。
- (2) 企業名（構成員、協力企業）についての言及は認めず、応募者番号等での発言のみとする。

6. その他の留意事項

- (1) 選定委員の自己紹介は行わない。
- (2) ヒアリング会場への入退室は、事務局の指示に従うこと。
- (3) 原則、ヒアリング時間内の外出は認めないものとする。

7. 審査結果理由の説明請求

- (1) 審査の結果、優先交渉権者にならなかった者は、その理由について市に対して説明を求めることができる。
- (2) 審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の休日を除く。）に担当窓口へ書面（様式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送又は持参によるものとし、持参の場合は、市役所の開庁時間とする。
- (3) 説明を求めた者に対する回答は、速やかに書面により行う。

第8章 募集要項等に関する問合せ先及び書類提出先

応募手続についての市の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

- ・部 署：山陽小野田市 企画部 企画課 PPP/PFI 推進室（和西、福田）
- ・住 所：〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号
- ・電 話：0836-82-1130
- ・E-mail：kikaku@city.sanyo-onoda.lg.jp